

25. 有機リン系薬剤中毒（疑い）に係る医療機関・捜査機関・行政機関の連携事例

重盛由文、村澤典子、清水秀樹、石田香栄子、佐々木隆一郎（飯田保健福祉事務所）

要旨：農薬等中毒事例においては初期対応が最も重要であり、今回、医療機関、捜査機関、保健福祉事務所等行政機関の連携が円滑に進展した事例について紹介する。

平成22年4月某日、飯田保健福祉事務所（以下「当所」という。）へ医療機関より2名の有機リン系薬剤中毒が疑われる症例の相談があった。2名は同種の容器に入った市販のコーヒー飲料（以下「コーヒー」という。）を飲んだ後に健康被害が生じていることから食中毒等が疑われた。当所では、連絡を受けた後、飯田警察署（以下「警察署」という。）に連絡し、警察署員とともに調査した。調査の結果、製造過程での異物混入が考えにくいことから、以後警察署に協力しつつ、捜査の進展を見守ることとした。

キーワード：有症苦情、コーヒー、農薬、有機リン系薬剤中毒

A. 端緒

平成22年4月某日、午後2時、医療機関より有機リン系薬剤中毒が疑われる症例の相談があった。（電話）

当日の状況

- (1) 発生日時 平成22年4月某日 10時50分頃
- (2) 発症者数／喫食者数 2名／2名
（H氏 男性 K市在住）
（M氏 男性 K市在住）
- (3) 症状 呼吸困難、指先のしびれ、悪心、嘔吐、コリンエステラーゼの顕著な低下、アミラーゼの上昇
- (4) 原因物質 不明

B. 発症者の調査状況

食品衛生監視員（獣医師）、保健師、薬剤師で対応

- (1) 日時別発症状況（H氏、M氏両名から聞き取り）

	H氏	M氏
9:15	M店でコーヒー2本を購入。M氏との待ち合わせ場所へ	H氏との待ち合わせ場所へ
10:20	落ち合い、購入したコーヒーを飲む。	
	飲んだ直後変だと思った。	口に入れたときに刺激臭を感じた。
10:55	食道に違和感を覚える程度	かなり具合が悪い状況
12:00	軽トラを自ら運転して、医療機関へ	妻に運転してもらって医療機関へ
	医療機関において医師の診察を受けた。	

- (2) 喫食状況調査

共通食品 コーヒー

※合成樹脂容器入りでストローを差して飲むタイプ

- (3) 患者らの症状等

（担当医師から聞き取り）

H氏、M氏両名とも

・呼吸困難、指先のしびれ、悪心、嘔吐、コリンエステラーゼの顕著な低下、アミラーゼの上昇、生命に危機があるような状況ではない。

・入院中の医療機関において強制利尿の点滴処置。胃洗浄は未実施。

・翌日の血液検査で正常値に戻れば、退院を認める意向であった。

（H氏、M氏両名とも翌日退院している。）

- (4) 当所の調査状況

・コーヒーの販売店を調査し、4月某日の商品の販売状況を警察署員とともに確認した。この店舗では、当該商品及び同様の商品を店頭から自主的に撤去した。（対応：食品衛生監視員）

・H氏、M氏両名から4月某日の行動、健康被害の状況について警察署員とともに聞き取り調査した。

（対応：保健師、薬剤師）

- (5) 警察署の調査状況

・H氏、M氏両名からの事情聴取するとともに、血液等から原因物質の調査を行った。

・両氏の吐瀉物を回収し、原因物質の調査。M氏の吐瀉物から農薬成分を検出。

以後の捜査状況の詳細は不明だが、約1ヶ月後農薬混入容疑で当事者は逮捕に至っている。

C. 保健所の対応

医療機関から連絡を受けた後、刑事事件に発展する可能性があることから警察署に連絡した。その後当所内で会議を行い、食品衛生監視員（獣医師）、保健師、薬剤師のチームで調査することとした。

調査後、当所内で再度会議を行い、次の理由から警察署の捜査の状況を見守ることとした。

- (1) 発症者は2名であり、他に発症者がいない。

- (2) コーヒーは6本販売され、他から苦情がない。
- (3) 原因物質を特定するための物品（吐瀉物、コーヒー容器）の入手が困難なこと。
- (4) 発症者の原因追及のための検査材料の入手が困難なこと。

その後、次のような情報提供を警察署から求められ、協力している。

・吐瀉物とその地域でその農薬成分が使用され、土壌中に農薬成分等が残留する可能性等については、下伊那地方事務所農政課を紹介

・吐瀉物から検出された農薬成分等に係る情報提供（致死量、中毒量、環境中で変化する可能性等）

これらの協力に対し、警察署長から医療機関や保健所長へ感謝の言葉をいただいている。

D. 考察

農薬等中毒の原因は次のものが考えられる。

使用時の中毒、誤用、自殺、故意による悪用

今回の当所の判断では、健康被害の原因は食品であるが、コーヒーの製造・販売状況等から不良食品の可能性が低く、故意による農薬等混入の可能性も否定できないことから、強制力がある捜査機関による捜査の必要性もあると判断し、初動から捜査機関と連携を図ったものである。

初期対応において、強制捜査の必要性を排除した場合は証拠物件の消失も懸念され、事件等の解決が困難になる場合もあり、初期対応における判断の重要性を認識する必要がある。

その後、警察署から農薬等に係る情報提供を求められたことから行政機関の技術レベルの向上、事例の蓄積及び共有化を図っていく必要性もあると考えられた。

今後、更に初期対応や連携体制の強化について検討し、地域における危機管理体制の整備を進めていきたい。

（追記）

平成22年6月初旬、飲食店の生け簀においてアマゴ数千匹が斃死する事例があり、相談者は生け簀への毒物の投入を疑い、連絡してきたもので警察署、市町村、地方事務所環境課、農政課、水産試験場、当所に対応した。この際も初動から捜査機関と連携して対応したが、調査の結果、水産試験場により斃死の原因究明が速やかになされ、刑事事件に発展せず、相談者に対する技術的指導で終息し、短時間で解決に至った。

文献

1) 調査用紙 原因不明による健康危機に対する県型保健所活動マニュアル

健康危機発生時における行政機関相互の適切な連携体制及び活動内容に関する研究（原因不明分野） 分野研